平成２７年（フ）第７７号
鳥取県米子市上後藤４丁目16番７号、前住所
鳥取県米子市新開５丁目５番14号
債務者　永見　真澄
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３００号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地３棟21号
債務者　田井喜美香
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７６４号
福岡市博多区堅粕３丁目８番１―1306号
債務者　岩田　政弘
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６５号
福岡市博多区堅粕３丁目８番１―1306号
債務者　岩田　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９１号
福岡市博多区麦野４丁目38番11号
債務者　今井　　茂
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５３号
宮崎市天満町８番７―１号　アサヒコーポラス401号
債務者　近藤　文士
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８８号
宮崎県都城市上川東１丁目16号３番地
債務者　永田　敬喜
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第８９号
宮崎県都城市上川東１丁目16号３番地
債務者　永田　利子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第９６号
宮崎県都城市高崎町大牟田2217番地７
債務者　篠原小百合
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第９７号
宮崎県小林市堤3361番地２　フェイントリーコート205号
債務者　田代なつみ
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目50番15号（レジデント１ｓｔ東谷山103号）
債務者　濵田　一枝
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０７２号
埼玉県蕨市中央４丁目１番14号　ハイム矢野２―Ｂ号
債務者　藤田　正男
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２００号
さいたま市岩槻区本町５丁目４番２号
債務者　小林　竜一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３００号
さいたま市桜区大字白鍬55番地　渋谷ハイツ404号
債務者　丹内　正人
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４１号
さいたま市西区三橋６丁目1210番地　パークヒル202号
債務者　島貫　　理
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８３号
埼玉県朝霞市栄町２丁目２番10―101号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１０号
埼玉県春日部市八木崎町１番地47　サンスペース205号
債務者　倉持　隼人
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係